

ハンターのみなさまへ

ルールを守って無事故・無違反に努めましょう

県からのお知らせ

○島根県ではニホンジカの1日の捕獲頭数の制限を設けていません。ただし、出雲北山山地(出雲市の一部)については、ニホンジカの捕獲を禁止しています。

○島根県ではイノシシ、ニホンジカの狩猟期間を、11月1日から2月末日までとしています。(ただし、隠岐島を除く区域に限る。)

○捕獲場所の報告が法律で義務づけられています。島根県では、狩猟者登録証の裏面を「出張カレンダー」としてありますので、狩猟日、捕獲した鳥獣の種類、捕獲数、捕獲の場所等を記入のうえ、狩猟期間終了後30日以内に登録証を返納してください。(本チラシ裏面の記入例を参考にしてください。)

○法により山野への捕獲した鳥獣の放置が禁止となっております。捕獲した鳥獣は、持ち帰るか埋設するなど処理をしてください。

○島根県において、くくりわなにあっては、①輪の径が12cmを超えるもの、②締め付け防止金具のないものの狩猟での使用が禁止されています。ただし、イノシシ、ニホンジカにあっては、上記の①輪の径が15cmを超えるもの、②締め付け防止金具のないもの、③ワイヤーの直径が4cm未満のもの及び④よりもしのないものが禁止となっております。

○島根県において、とらばさみは、狩猟での使用ができません。

○従来の「銃猟禁止区域」は、「特定猟具使用禁止区域(銃)」となりました。標識については、従来の標記表示のままの箇所がありますので、ご注意ください。

○狩猟を行う際に、国有林に入林する場合は、別途手続きが必要ですので、島根森林管理署(0852-24-5452)にお問い合わせください。



ツキノワグマの捕獲は
令和4年9月14日まで禁止



メスキジ・メスヤマドリ
の捕獲は
令和4年9月14日まで禁止

県からのお願い

○出雲市の出雲北山山地は11月上旬から12月上旬まで、出雲市の湖北山地は10月下旬から11月中旬まで、ニホンジカの生息頭数調査のため、調査員が入山しています。人身事故防止のため、この期間は猟の自粛をお願いします

○1月13日前後はカモ類の調査をしますので、カモ猟の自粛をお願いします。

○ヨシガモ、ハシビロガモ、クロガモは生息数が減少しているため、捕獲の自粛をお願いします。

○ニホンジカ及びツキノワグマを目撃された場合、足環のついた鳥獣を捕獲された場合は、最寄りの森林振興センター等へ情報提供をお願いします。

○イノシシを捕獲するための箱わな等に、ツキノワグマが錯誤捕獲される事例があります。くくりわなについては、錯誤捕獲が生じないようにわなの径など適切な設置・管理をお願いします。また、箱わなについては上部に「脱出口」を設けるなど、ご理解、ご協力をお願いします。

